

都市ガスをご契約中のお客様へ

ガス事業法改正に伴い、平成 29 年 3 月 31 日時点で当社の一般ガス供給約款及び選択約款にご加入いただいているお客様につきましては、平成 29 年 4 月 1 日以降、約款によるご契約内容を一部変更させていただきます。

ガスの料金につきましては、今までと変更ありません。

対象契約種別（約款）

一般ガス供給契約

変更のポイント

- ①他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ②ガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者（当社）が別途定める契約条件に基づき一般ガス導管事業者（当社）に申し込みをしていただきます。
- ③当社は各種約款を変更(契約期間の伸長を含みます) する場合があります。この場合はその変更内容や新たな契約期間をお客様にお知らせいたします。その際供給条件の説明は書面の交付・インターネットのホームページ・電子メールの送信等当社が適当と判断した方法により行い、当該変更しようとする必要事項のみ説明し記載します。お客様は変更内容に異議のある場合は解約することができます。
- ④その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。変更後の各種約款は当社ホームページに順次掲載します。
(書面をご希望のお客様は当社へご連絡ください)

上記約款の変更をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

変更内容にご承諾いただけない場合はお手数ですが平成 29 年 3 月 31 日までに当社へご連絡ください。

平成 29 年 3 月 13 日
飯塚市横田 677 番地 2
飯塚ガス株式会社

(ご参考)ご契約内容の概要について

基準ガス料金単価表

1. 料金名: 一般ガス供給契約 適用条件 なし 単位:円(税込)

区 分	基本料金	基準単位料金
A 20m3 まで	885.60	289.37
B 21～326m3	1,684.80	249.41
C 326m3 超	10,254.60	223.12

※適用条件 なし

〈上記の料金表について〉

- ・ 上記の単価表は基準単価で実際に月々適用する単位料金(円/m3)は上記の基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
当月と翌月の単位料金(従量料金)は毎月お知らせ票(検針票)に表示しています。
- ・ 上記の料金は支払義務発生日(検針日等)から 20 日以内にお支払いいただく場合の早収料金です。支払義務発生日から 20 日経過以降にお支払いいただく場合には 3%増の遅収料金となります。
- ・ ガス料金は口座振替・コンビニ等払込み・当社への持参等により支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目(支払期限)までにお支払いいただきます。
支払期限を過ぎてもガス料金のお支払いがない場合はガスの供給を停止させていただくことがあります。詳細は、当社ホームページにそれぞれの約款を掲載します。
- ・ 当社は都市ガス小売の全面自由化をチャンスと捉え、お客様に喜んでいただけますように新料金やガス器具販売プランを 4 月以降順次ご案内できるように準備中です。今後とも飯塚ガスをご愛顧賜りますように、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上